

## 第2回障害者雇用検証委員会 会議録

日 時：平成30年11月30日（金） 8時50分～9時35分

場 所：教育委員会室

出席者：山本委員長、石川委員、山口委員

○飯田教育政策課副課長 皆様、おはようございます。

本日司会を務めさせていただきます教育政策課副課長の飯田と申します。よろしくお願いたします。

議事に先立ちまして、本日の会議の公開についてお諮りさせていただきます。

設置要綱の規定により、会議は原則公開することとなっておりますので、公開したいと考えます。

また、会議録につきましては、内容を整理して議事録を事務局で作成させていただいた上で公開したいと考えますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○飯田教育政策課副課長 それでは、会議の公開について御異議なしということで公開させていただきたいと思えます。

本日、一般傍聴1名の希望がございます。また、報道各社4社から取材のための傍聴の申込みがありました。あわせて、会議の撮影につきまして申し出がございましたので、会議に支障のない範囲で撮影を許可したいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○飯田教育政策課副課長 よろしくお願いたします。

開 会

○飯田教育政策課副課長 それでは、ただいまから障害者雇用検証委員会の第2回の会議を開会いたします。

はじめに、小松教育長から御挨拶を申し上げます。

○小松教育長 おはようございます。

委員の先生方には早朝からお忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

第1回の検証委員会の後、事務局の方でこれまでの障害者雇用に関する事務がどうであったかを、発出した通知などの書類により明らかにできる部分は明らかにしてまいりました。それと同時に、アンケートというか、書面での調査をまずしていただきたいと思っておりますけれども、その書面調査の案を作成いたしましたので、それらについて御議論をいただければと思っております。

本当にお忙しいところ恐縮なんですけれども、なるべく早く原因について明らかにして、検証をしていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○飯田教育政策課副課長 小松教育長につきましては、公務のために、ここで退席をさせていただきますと思います。よろしく申し上げます。

○小松教育長 申し訳ございません。どうぞよろしく願いいたします。

○飯田教育政策課副課長 それでは、これより議事に移らせていただきます。

議事の進行につきましては、設置要綱に基づきまして、山本委員長をお願いいたします。では、よろしく申し上げます。

## 議 事

○山本委員長 皆さん、よろしく願いいたします。

今日は、石川委員が、用務のため途中退席されると伺っておりますので、その点御了承ください。

では、障害者雇用検証委員会の第2回を始めたいと思いますが、前回の委員会において、これまでの経緯、それから今後の検討方針等について話し合いをしたわけですが、その後の経過について事務局から報告をお願いできますか。

○八田教育政策課長 承知しました。

事務局では、これまでの経緯を精査してまいりましたので、その検討結果について御報告をさせていただきます。

資料1をまず御覧いただければと思います。

こちらの資料は、障害者雇用に係るこれまでの経緯の概要版です。お手元に参考資料として一番後ろに御用意しておりますけれども、参考資料というのはこれまでの15年分の国から来ていた文書、あるいは埼玉県教育委員会から各学校等へ発出した文書を確認して精査したものでございます。本日、時間の関係もございまして、参考資料の個別の説明は省略させていただきますけれども、この参考資料の事実関係を整理したのが資料1の概要版となります。

簡潔に御説明をさせていただきます。1枚おめくりいただければと思います。まず、今回の確認のポイントということで、今回事務局において確認した内容を図化したものでございますので、こちらをまず御説明させていただきますと、前回の会議で御説明申し上げましたとおり、埼玉県教育局では、埼玉労働局からの通知を総務課が受けて、その後、県立学校人事課、小中学校人事課に展開の上、3課からそれぞれが所管する課、あるいは学校長、あるいは市町村教委に対して依頼をしております。

今回検証・確認いたしましたのは、照会③のところでございます。ここでは「通報通知を受けた照会を依頼する時にどんな要件を設定して依頼したのか」ということを検証しました。各課では平成21年度以降、教育総務部では平成25年度以降となるんですけども、厚生労働省の依頼を受けて、所掌範囲の職員に対する調査を実施しており、その要件がどういう設定になっていて、不適切なものになっていなかったかを検証したものが「1」でございます。

もう一つ、「2」というのは、この要件を設定した結果、どういう回答が返ってきて、実際に法律あるいはガイドラインに照らして要件に合わないような、妥当性を欠く結果が出ていたのかということ、各市町村教委や学校、あるいは課所館から出されたものを集計した名簿を基に確認したということでございます。

1枚おめくりいただければと思います。今回の要件設定、つまり照会の段階での検証ということで、15年間洗い出しました事実から整理したところ、二つの視点があります。一つは、通報が正確・的確に行われていたか、もう一つは、通報に係る調査と自主調査が適切に行われていたかということでございます。

その二つの視点から、検証期間を通じた事務処理上の問題点を、以下の四つで整理してございます。まず、通報の正確性・的確性という観点からは、正確に実態を把握するために通報調査をしていたか。法令上は調査をすることが求められている

わけではございませんが、正確性を担保するためにちゃんと調べていたかということを確認しました。次に、調査の対象ということで、障害者雇用促進法に基づく障害者の区分というのは、精神障害、知的障害、身体障害の三つとなるんですけども、国の法令上の定義と調査の種別が、埼玉県教育局が実施する調査と一致していたかということでございます。

三つ目は障害の確認方法ということで、手帳の確認以外の手法を明示的に許容していたかというのがポイントでございます。ここは、括弧内に記載してございましており、対象となる障害者ということで、手帳の1級から6級に該当する者という記載はあるんですが、ちゃんと所属長あるいは校長等に対して、手帳や医師の診断書、意見書を見るのが必要な手続だと言っていることを明示的に示しているものがなかったというものでございます。

最後に、ガイドラインを周知していたかということでございます。

1枚おめくりいただいて、これは国の通知の変化ということでございます。平成15年度はそもそも定義の記載はなく、16年度になって初めて身体障害や知的障害の具体的な定義が記載され、身体障害者については「原則として」という記載付きで1級から6級に該当する者であるということが記載されました。17年度は前年と同じで、18年度から精神障害者とプライバシーガイドラインの記載が追加され、19から29年度まではほぼ同じ内容で通ってきたということでございます。

これが30年度になって、大きく定義が変更され、先ほど申し上げた、「原則として」という文言が削除されるとともに、プライバシーガイドラインに基づく手続というのが詳細に明記をされたということでございます。

そして先ほどの2ページで申し上げた四つの視点から各部の状況を確認したのが、次の5ページからとなります。

まず教育総務部においては、上の四角囲みにまとめてございましており、25年1月自主調査までは調査をやっておらず、人事資料等により障害の有無を把握していたというものでございます。二つ目、調査の対象という観点では、25年1月の自主調査以降は法律に定める身体・知的・精神全ての調査を行っております。もう一つは、26年度通報調査以降は、手帳の確認以外の手法を明示的に許容した記述があるということでございます。これはつまり、手帳を確認しなくてもいいという許容をしていたということでございます。四つ目は、ガイドラインの周知を行って

いたという事実は、通報調査を見る限りでは確認はできなかったということでございます。

1枚おめくりいただいて、県立学校部でございます。御説明が遅れましたけれども、まず3つの部でやり方が違っているということが前提としてございます。県立学校部では、まず、21年までは調査を行っておらず、24年度調査までは身体障害のみが対象で、25年からは知的・精神障害もフォローするようになりました。手帳以外の手法を明示的に許容した記載は、ここではどうも無いようでした。四つ目に、ガイドラインの概要というのは周知していましたが、ただ、手帳を確認すべしとしているガイドライン本体の周知というのは、この部でもしていないようでした。あくまで概要を周知しているということでございます。

そして市町村支援部の調査では、21年度通報調査までは調査を実施しておらず、24年度通報調査までは身体障害のみが対象で、25年1月自主調査以降は身体・知的・精神全てをフォローしておりました。市町村支援部は21年度以降、記載内容は違えど、どこかに手帳の確認以外の手法を許容した記述がありました。また、ガイドラインの概要は周知していましたが、本体を周知した事例はなく、25年自主調査以降はガイドラインの周知を行っていたというものはありませんでした。

続いて資料2ですけれども、簡潔に御説明しますと、こちらは提出された名簿を確認したものでございます。名簿の事例ということで3ページを御説明させていただきます。まずこの名簿の様式や内容も全て各課で違っておりますが、灰色にしているところが問題があるとする箇所でございます。なお、3ページのタイトルを「各課において集計していた名簿のイメージ」としているのは、個人情報保護の観点がございますので、実際の事例を基にあくまで事務局として作成したものということで、実際の障害を持っている個人の方とは紐付かない資料となっておりますので、この点は御説明させていただきます。

まず総務課の一番上、通常であれば全く灰色がない妥当なもの、手帳をちゃんと確認して障害の級、あるいは障害がしっかり書いてあるのが、いわゆるモデルケースとなるべきものです。一つ下の「〇〇事務所」と書いてある行ですが、「5級相当」と書いてある記述がございました。これは、「相当」というのは通常書きませんので、手帳を確認していないのではないかと思われる記述でございます。またそ

の下に「〇〇博物館」とございますが、これは手帳がないと分かっている者を名簿上計上していたということでございます。

次に県立学校人事課のところ、二つ事例を挙げてございます。下の方からで、肢体と書いている人は再調査で手帳を確認できなかったというものでございます。これは3部共通するものでございます。県立学校の方の特色として一つだけ、上の段で「障害申告区分」という欄があります。これは障害者の所得控除を受けるために確定申告等を出す書類の情報を記載していたもので、そこで障害があると申告された人は障害があるということの確認を取っていたということでございます。

その次、小中学校人事課でございますけれども、これは四つございます。一つは、まず身体障害者福祉法別表に該当しない者、例えば眼鏡を使っていますとか、聞き返すことが多いといった方も状況として記載していました。当然この方は手帳の確認は取れていないものでございます。その次には、総務課でもございましたけれども、身体障害者手帳を所持していないことがわかっている者を計上しておりました。三つ目、これは、本人が障害があると回答していなかったにもかかわらず計上していた事例、要するに自分は申告した覚えがないという事例が1件ございました。四つ目が、手帳を取得してないことを確認した者を計上していたというものでございます。これは精神障害でございまして、手帳の保持というのが法律上要件として明記されているのに計上されていたということでございます。

こうしたところが3部それぞれの特徴でございまして、1枚おめくりいただきまして、4ページになりますけれども、部それぞれでやり方が違えば出てくる結果も違うということで、これは元々障害があるとして計上していた者の中で手帳が再調査で確認できなかった者の割合は30年度で総務課で4.7%、県立学校人事課で11.4%、小中学校人事課では53.4%となっており、全体では28.3%という数値になってございます。説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

調査の過程では、資料に限界もあったようですので、難しい点もあろうかと思えます。ただ今の説明に対して、委員から何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

○石川委員 一つだけ教えていただきたいことがあって、やり方がバラバラということとはわかった前提で教えていただきたいのですけれども、総務課の5級相当というこ

となんですけれども、仮に手帳を見なかったとしても、実際5級相当だったのかということまで、もし分かっていたら。

○八田教育政策課長 そこはわかりません。実際にもうお辞めになった方ということもありますし、これを基に個人にアクセスするということは私どもはやっておりません。

○山本委員長 気になるころではありますね。

○石川委員 正しかったのであれば、これはグレーではないのかなという、その部分ですね。手帳がないのであればこの級は書けないのではないかと。

○山本委員長 そうですね。障害の内容からすると確かに外形的に判断がちょっと難しい。障害の程度あるいは種類によっては、確かに外形的な判断が不可能ではないものもあるかもしれない。

○石川委員 そうですね。

○山本委員長 他の点、山口委員、いかがでしょうか。

○山口委員 プライバシーガイドラインの趣旨をしてみると、基本的にプライバシーが守られてることだと思うんですね。プライバシーを守りながら確認しなさいっていうのがガイドラインの趣旨だと思うんで。中身を見てみますと、本人同意が原則なので、強制的に集めることは駄目なんだということが書いてあるんですね。確認できればそれでいいんですけど、またそういった趣旨もあるんで、説得をして確認してもらおうようにしなさいってことが書いてあるんですけども、確認できなかった時にどうするのっていうのが書いてないんで、その辺をどう捉えたのかってところが聞いてみたいなというふうに思います。

○山本委員長 そうですね。後で検討しますが、今後の調査票の調査、あるいはヒアリング等で、そういった点を確認していくことになるかと思っています。

○山口委員 あともう一つ、プライバシーガイドライン、要は精神障害者が入った時に、特にこの辺については本人が嫌がることもあるので、強制するなということだと思うんですけども、きちんと対応しようと思うと、そういったところについては、プライバシー保護をきちんとやらないといけないというところで、なかなか把握がしにくい。先ほど言ったような形で、手帳が確認できなかった時にどうするっていうことがガイドラインに書いてないので、自分で考えなければならぬというところだと思うんですけども。ただ、この調査をしてみると、精神以外にもで

すね、手帳を確認していないってことがあるんで、精神とそれ以外で、同じく手帳を確認しないにしても、目的が違う。精神の場合についてはプライバシーに配慮したかゆえに手帳を確認しなかったというケースもあろうかと思うんですけれども、身体・知的についてはあまりそういった事情はないのかなど。善解すれば、確認しないことが相手のためを思ってやったという面もあるかもしれないですけれども、そうでない面もあるかもしれない。その辺を今後。

○山本委員長 おっしゃるとおりですね。今の御意見に関連して言うならば、前回は報告があったとおり、規定の割合に達しない場合に国の方から勧告等が何回か出されて、そのプレッシャー等も考えられるかもしれませんが、その点も留意しながら調査していくべきかなという気はしますね。よろしいですか。

○山口委員 はい。

○山本委員長 今、御意見等、お話が出ましたけれども、これから更に具体的に調査を進めていくことになろうかと思えます。それに当たって、書面による調査・照会、さらにヒアリング等で直接事情聴取して進めていかなければなりませんので、そういう形でよろしいですか。

[「はい」の声あり]

○山本委員長 では今後調査するに当たっての、まず書面による調査について協議したいと思いますが、それについて事務局の方から御説明いただけますか。

○八田教育政策課長 承知しました。

資料3を御覧いただければと思います。こちらの方は、障害者雇用に係るこれまでの経緯等に関する調査の調査票ということでございます。この調査の目的は、事実関係の究明はもちろんですけれども、もう一つは、対象者の数が150人と大変多くなってございますので、対象者を絞るということを目的とした調査でございます。

まず1ページから6ページが在職者の調査となっておりまして、7ページ以降が教育局外の者、つまり出向で来ていた者であるとか退職者に対する調査でございます。ただ頭紙、1ページと7ページのみ少し異なっておりますけれども、その次のページ以降の調査内容はすべて同じものとなっております。委員の先生方からの本日の御指摘を踏まえてセットをしまして、発出したいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

まず1ページから6ページで御説明させていただきますと、4に記載のとおり調査の対象期間は平成16年4月から30年10月の過去15年間ということでございます。5に記載してございますとおり、別途ヒアリング調査への御協力をお願いする場合があるということを明記してございます。7に記載のとおり、山口委員から御指摘いただいた点でございますけれども、記名式で行いますけれども、匿名性は必ず確保しながら個人が特定されない範囲で開示することがあるということでございます。ですので、次の会議で結果をお示しする時には、匿名性は確保する形になりますけれども、事実関係をしっかりまとめて開示していきたいと思っております。

1枚おめくりいただければと思います。調査の中身は大きく四つの構成にしてございます。一つが、調査対象者の基礎情報と勤務時の体制というところで、調査を受ける者がどれぐらいの職位の者で、何年間勤務をしてきて、その中で埼玉県教委にどれぐらいいて、さらに(3)のところでは、調査対象の事務を担当していた期間、あるいは調査対象事務でなくても三つの任用関係課にいた期間ということ进行调查するものでございます。趣旨としましては、同じ人がずっと局内にいるであるとか同じような人が業務を担当しているということを把握をするためのものでございます。

次に、調査対象事務処理ということで、これは具体的にどういう事務処理を行っていたかということを確認するためのものでございまして、まず(1)が、所属部署でどんな業務を担当していたかということでございます。(2)が、業務について具体的にどういう事務処理をしていたかということで、特に、障害者の把握・確認に当たり手帳を確認するように指示・依頼を行っていたかを書くようにしてございます。(3)は、事務処理に当たって誰まで上げて、誰から報告を受けていたかということ进行调查するためのものでございます。(4)は、事務処理に当たってどういう資料を見ていたのかということでございます。例えば厚生労働省からの調査要領だけを見ていたであるとか、前任者から引き継がれたものだけを見ていた、あるいは逐条解説やガイドラインをちゃんと見ていたという方もいらっしゃるかと思いますので、ここを明らかにするものでございます。(5)は、手帳の確認をしていなかった人に対して、身体・知的の障害それぞれで手帳の確認を行わない手法でなぜ問題がないと思ったのかを明らかにするものでございます。(6)は、それにつ

いて、手帳の確認を行わなければ、それは当然手帳の確認を行った場合に比べて雇用率が増加する可能性がありますけれども、そのことについてどう考えていたかという調査でございます。

次のⅢのところは、「本事案に係る問題点について」ということで、当事者の立場から各調査対象者に御意見を伺うもので、「何故この事態が埼玉県教育局で起こったと思うのか」あるいは「再発防止について当事者の立場からどう考えるのか」ということを調べるものでございます。

最後にⅣは角度を変えてございますけれども、今回の事案に限るものではなく、業務全般についての質問ということで、職員の能力育成機会や法令業務の執行の仕方について確認をするというものでございます。御説明は以上となります。

○山本委員長 ありがとうございます。

今、調査票案について御説明いただきましたが、委員の方から御質問・御意見等ございますか。

○石川委員 5ページ目なのですが、「どのように考えていたでしょうか。なぜ、それで問題がないと考えたのでしょうか。」は、「なぜ、それは問題がないと考えたのでしょうか。」の方がよろしいと思います。「なぜ、それで」だと、すでに悪いことだという前提で聞いている。したがって「それは」にした方がよろしいかと思えます。

○八田教育政策課長 承知しました。

○山口委員 私は二つあるんですけど、4ページの(4)のところ、障害者雇用促進法の逐条解説ということが書いてあるんですけど、それがあつたんですかというところで、ネットの書店なんかを見ますと、障害者雇用促進法の逐条解説って1冊ぐらい古いのがあつたんですけど、あまり改定されていないんです。そんなことがあつて、売ってはないんですが、事務処理をするに当たってのこういった解説本があつたのかお聞きしたい。なければ見ろと言っても無理だと思うんで。

○山本委員長 つまり、関係部署に備え付けてあつたのかどうかということですか。

○山口委員 そうですね。備え付けか、元々厚生労働省の方で作っているのかどうか。作ってなければ備え付けもあり得ませんので、どうなのかなと。

○八田教育政策課長 備え付けという意味であつたかどうかはすぐにお答えできないんですが、この資料を作るに当たりまして私どもが色々本を調べましたところ、最

近出した本では解説本のようなものはありませんでした。逐条という形ではないんですけれども、ある程度、条に沿って制度趣旨であるとか背景、あるいは歴史を説明しているような資料はございました。逐条解説という和一義的になってしまいますので、もう少し広く、逐条解説等とするのか、あるいは解説書等とするのか、そうすることは考えられるかなと思います。

○山口委員 もう一つ、5ページのⅣの「その他」のところで、これは文言上の話かもしれないんですけども、個人情報保護条例と書いてあるんですけど、これは埼玉県の個人情報保護条例だと思うんですけども、今、一般的には個人情報保護法が総論的なものを定めていて、各論関係では自分のところの情報については自分のところで条例を使えってなっているんで、個人情報保護制度という感じなのかなと思ったんですが。

○山本委員長 法令体系という意味で書いた方がいいんじゃないかと。

○山口委員 もうちょっと、法律プラス条例で仕事をやっていると思うんで、そういったものについてどんなふうに学んできたのか。

○山本委員長 今の点は修正等は可能ですか。

○八田教育政策課長 はい。

○山口委員 よろしくお願ひします。

○山本委員長 先ほど山口委員から御指摘ありましたが、県は個人情報保護条例について何か解説らしきものがあるみたいなんですけれど、その解説も加えますか。

○山口委員 解説は、情報公開があったから、同じような形で個人情報保護条例についても立派な冊子があると思いますね。

○山本委員長 制度ということであれば、それを含めてという趣旨で。

○山口委員 事務処理はそんなふうでいいのかな。

○山本委員長 解説の部分を、別の関係で拝見したことがあるんですけども、いわゆる法令のコンメンタールというほどの詳細な解説という印象は、ちょっと受けてはいないんです。

○山口委員 一般的に個人情報保護法のほうで、1章から3章まではこれを使っていて、あとは別体系で国の行政機関、独立行政法人の個人情報保護と各自治体についてはそれでやってくれと、個人情報保護法のほうは民間規制やっているよということが書いてあるんで、要は合わせて個人情報保護制度になっていたかと思うんです

ね。

○山本委員長 ではそれを踏まえて。どうもありがとうございました。

では書面の調査票の関係については、以上の方針で進めていただくということにしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○山本委員長 では続きまして、ヒアリング調査のほうについての検討をしたいと思  
います。これについて事務局のほうで御説明をお願いします。

○八田教育政策課長 承知いたしました。

資料の4、1枚ものを御覧いただければと思います。これは、検証におけるポイントとなる時期ということで、ヒアリングの対象の中心となるものを事務局の方で検討したものでございます。今回、調査対象期間は15年間となりますけれども、15年間全てがまったく同じ重要度というわけではございませんので、ターニングポイントとなるような年があると思われましたのでそれを整理したものでございます。ヒアリングの対象をここに限定するものではございませんけれども、一つの考え方として整理をさせていただいたものでございます。

まず平成16年度でございます。これは、厚生労働省からの任免通報通知につきまして、平成15年度まで定義がなかったものが、範囲が明記されることになり、これによってどのように事務処理が変わったのかということが、まずポイントになってくると思います。

次に17年度、これは障害者のプライバシーガイドラインが策定されたということで、18年度と併せて御覧いただければと思いますが、精神障害者を実雇用率算定対象に加えるという法律改正が行われましたので、対象障害者の範囲、あるいは把握・確認方法についてどういうふうに変わっていったのかということが一つポイントになると。18年度はプライバシーガイドライン、あるいは精神障害者の追加が実際に施行された初めての年になりますので、17、18年度のビフォーアフターを確認することで具体的にどう事務処理が反映されたのかということが分かってくると思っております。どう認識されたのか、あるいはどう受け止めたかということヒアリングで御確認をいただくべきところかなと思っております。

次に21年度でございます。これは、その年までは各課において照会ですね、国の通報通知を受けて、それを文書で各学校等に調査をするという照会をしていなか

った、あるいはしていたけれども全く今と違った方法でやっていたようでございますけれども、それが初めて県立学校と小・中学校で、文書で残っているような形で照会しているようであると。ここの小・中学校では、「手帳を所持しない教職員も把握」ということになっていまして、資料1で御説明申し上げましたとおり、21年から小・中学校については、手帳を所持していない教職員を把握することになっていたのも、その意図は何だったのか、経緯、背景はどうだったのかというのは確認のポイントとなってくるかと思っております。

その次、24年度で、任用関係3課による自主調査ということで、この年から初めて各課が足並みを揃えて調査をするようになったのでございますけれども、この中で、身体障害者以外の障害者も調査の対象となりまして、初めて身体・知的・精神全てをフォローするようになったということで、どういった経緯でやるようになったのか、あるいはどういう意思決定プロセスを経て足並みを揃えた調査が実現したのかというのがポイントになってくるかと思っております。

次に25年度で、これは小中学校人事課が自主調査として行った調査でございますが、これまで21年度の時も、先ほど御説明申し上げましたとおり障害者手帳を所持しない教職員を把握するということが書いてあったんですが、「有無に関係なく」と調査の要領上に記載をしているということで、これも一つポイントになってくるかと思っております。

次、26年度でございます。26年度の一つ目に「課題と目標の方向性」に関する幹部打合せというものがございます。「課題と目標の方向性」というのは年度当初にその年度でどういう政策課題があるかということ部局内で共有するための会議でございますけれども、この会議において先ほど申し上げました25年度の小中学校人事課の「障害者手帳の有無に関係なく」という取組が共有されたということで、その後、下のカッコ書きにありますとおり、総務課の照会においても「障害者手帳の保有に関係なく」の記載が追加され、小中学校人事課から総務課に伝播したということがございますので、どういう意思決定があって、どのようにそれが調査に反映されたのか、あるいは、県立学校人事課はそのような記載がありませんので、なぜ県立学校人事課はそうしなかったのかということも一つポイントになってくるかと思っております。以上が資料の説明となります。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、御質問、御意見ありますか。

○山口委員 時期はよろしいかと思えますけれど、もしかしたら離れるかもしれませんが、疑問点って調査する側とされる側というのもありまして、される側の中には労働組合関係がどんなふう考えていたのかなというのがあるって、かつては個人情報保護制度を法制化する際に、国政では野党だとか、自治労ですとか組合系のところでは管理ってところが嫌なので反対をしていたと思うんですよね。そのところがあるんで、要するに手帳を自主的に提出してくれればいいんですけども、そうでないところについてどこまで踏み込むかというところで、調査する側が躊躇したのではないのかという想像が1点あって、ただ厚生労働省から勧告ですとかいろいろなものが入ってきたんで、当局としてはどうしてもやらなきゃいけないということでもうちょっと踏み込み始めたのではないかなというところがあるんですが、これはあくまで想像でしかないんで、聞くことができるのかどうなのかわかりませんが、そういったところを聞ければ。当時管理職だった方については聞いていいと思うんですけども。ただ、組合、担当者についてはどこまでやれるのかということはあるんですけども、その辺どうなんですかね。

○山本委員長 ちょっと微妙なところでもありますが。それは調査をする側の意識に影響があるということ。

○山口委員 そうですね。調査をする側で、組合が反対しているのにやるか、それとも少し配慮しようかといったところを考えたんだと思います。前提は組合が反対しているんじゃないかという想像なんですけれども、それがなかったということであれば、そんなこと気にしなかったということになるかもしれないんですけども。

○山本委員長 聞いてみないとわからないですね。

○山口委員 時期の話でなくて内容の話なんですけれども。

○山本委員長 今後ヒアリングの内容については、また詰めていきたいと思えますけれども、今のも踏まえながら考えていきたいと思えます。そんなところでいかがでしょうか。

○山口委員 最後のところで、県立学校と小・中学校で違いがあって、県立学校は自分の組織だから状況が分かる。でも小・中学校だと市町村もいろいろあるんで、組合が強いところと弱いところといろいろあるんで、それに配慮したのかなというところもあるようにちょっと。

○山本委員長 今、最後に御指摘があったとおり、今回対象となるものについて3課あって、それぞれ対応が違うという先ほどの御説明がありましたけれども、それについても、いわゆる縦割行政的な部分の違いについても確認していくということになりますでしょうか。

○山口委員 そうですね。縦割というか、相手方の状況によってどう対応するかっていうところがあるんで、分かれちゃったのかもしれない。確認しないとわからないですけど、そういった観点もあるのではないかぐらいの指摘でしかありません。

○山本委員長 今の御指摘については、国の、先に発表された調査報告には見受けられませんでしたが、そういうこともあるのかもしれない。それについては留意しながら進めていきたいと思えます。

先ほど事務局の方から御説明があったとおり、この検証のポイントの時期については、それぞれ書面で確認できるところで、調査の結果、内容が変わっている部分というのをピックアップしていただいた。私はこれでよろしいかなという気はしていますので、この時期について留意しながら今後の調査を進めていくということでもよろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

○山本委員長 ではそういうことで、今後の、書面調査もそうですけれども、ヒアリングについてもこれらのポイントとなる時期や留意事項を踏まえて進めてまいりたいと思えます。よろしくお願ひします。

実際にこれから書面調査、あるいはその傾向を踏まえてヒアリング調査を進めていくこととなりますが、ヒアリングする場合に、どなたからするのか、どうやってするのか、あるいは人数の調整については、私と事務局のほうで、時間の関係もありますので進めさせていただいて、各委員の方々にお知らせした上で進めてまいりたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

○山本委員長 ありがとうございます。そうしましたら、今日予定されていた協議、検討事項としては以上となりますけれども、今後のスケジュール等について御説明いただけますか。

○八田教育政策課長 承知いたしました。

資料5を御覧いただければと思えます。今後のスケジュールとなりますけれども、

まず、本日の会議で頂いた御意見を踏まえ修正いたしまして、調査票を早急に関係者に配っていきたいと思っております。取りまとめを12月中旬に行いまして、その中で業務の関与の度合いであるとか、意思決定プロセスへの関与の状況、実態を見まして、事務局のほうで整理をさせていただいて、委員長に御相談させていただいた上で、対象者を選定していくと。その後にヒアリングを、できれば12月中下旬から1月上旬にかけて実施いたしまして、第3回の検証委員会を年明けに実施させていただきたいと思っております。

ヒアリングにつきましては、先ほど委員長から御説明がございましたとおり、具体的な日程であるとか、固まりましたら、山口先生、石川先生、委員長に御案内させていただきます。

- 山本委員長 そうしましたら、以上で今日の委員会を終わりにしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

- 飯田教育政策課副課長 委員長、ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、第2回の障害者雇用検証委員会を閉会いたします。本日は早朝から御対応いただきまして、誠にありがとうございました。

閉 会